

政務活動費項目別充当指針

政務活動費の支出にあたっては、以下の内容に十分留意するものとする。
 なお、特に記載のないものに関しては、議員の判断により運用するものとする。

(1) 研究研修費

内 容	研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために必要な経費。ただし、費用弁償の算出については、小山市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の例による。
主な支出項目	会場使用料、講師謝礼、資料作成代、費用弁償（交通費、宿泊料等）、入場料、受講料、テキスト代、負担金、会費、郵送料、宅配便運搬料、振込手数料等
支出項目ごとの充当例	<p>会費・年会費等 ◇充当できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動内容や実態が調査研究活動に適ったものである団体に対する会費等 <p>⇒団体等の概要がわかる資料を収支報告書に添付する。</p> <p>◆充当できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動総体が調査研究活動に寄与しない団体に対して納める会費等 ・自治会、PTA、会議所、ライオンズクラブ・ロータリークラブ、スポーツクラブ、同窓会等 <p>出席者負担金、参加費 ◇充当できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質的に研修や意見交換が中心であり、かつその内容が議員の調査研究活動に資する各種催し物等への出席者負担金、参加費 <p>⇒開催通知や開催要項等研修会の内容がわかる資料を視察調査・研修会等報告書に添付</p> <p>注) 会議終了後の懇親会等は、調査研究のための意見交換・情報交換等を目的として参加するもので、調査研究活動としての会議等との一体性（連続性）が認められる場合で、会費等の金額が社会通念上妥当な範囲である場合に限り充当できる。</p> <p>注) 政党が主催する研修会等であっても、政務調査に資するものであれば充当できる。</p> <p>注) 宗教活動を行う団体等が主催するものであっても、内容が宗教活動に関係なく、政務調査に資するものであれば充当できる。</p> <p>◆充当できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親睦を主たる目的とする会合の会費 ・飲食を主たる目的とする会合の会費 ・政党活動を目的とする会合の会費 ・宗教活動を目的とする会合の会費 <p>受講料等 ◇充当できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の施策に関する内容のもので市民に成果を還元できる講座等の受講料等

⇒授業の講座名や内容がわかる資料を視察調査・研修会等報告書に添付すること。

参考：東京高裁（平成18年11月8日判決）

会派所属議員の政策立案能力や法務能力の向上を図るため、公共政策大学院ガバナンス研究科に派遣したことが認められ、～略～議員の通学は議員個人の能力を高め、それを区政に還元することを目的としたものであり、また客観的にも区政の充実に役立つものと見ることができるから、～略～政務調査の目的外との主張は理由がない。

◆**充当できないもの**

- ・ 市政とは関係のない学位・資格が取得できる講座等の受講料等
- ・ 個人の資質の向上を目的として参加する講座等の受講料等（パソコン講座等）

議員同士の勉強会等

◇**充当できるもの**

・ 議員同士（会派内・外を問わず）の勉強会や研究会に係る経費
⇒開催通知や開催要項等研究会等の内容がわかる資料を視察調査・研修会等報告書に添付すること。

◆**充当できないもの**

- ・ 議員同士の懇親会、親睦会の経費（私的経費とみなされるため。）

講師謝礼

- ・ 事前に議長と協議し承認を必要とする。

宿泊費

◇**充当できるもの**

- ・ 小山市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に定める額を上限とする宿泊料

注) 主催者側において宿泊料が設定されている場合は、開催通知等に明記されている金額

⇒証拠書類として、金額が明記された開催通知等を**研究研修・調査活動記録**に添付すること。

注) 食事代込みで料金が設定されている場合においても、小山市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に定める額を上限とする。（把握が困難なため宿泊費に食事代を含むものとする。）

- ・ 1泊2食付の場合14,800円以内
- ・ 1泊朝食付の場合、宿泊料の他、1泊2食付の場合との均衡を考慮し夕食料として3,000円まで認めるが、合計で14,800円以内とする。

旅行雑費

- ・ 小山市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づく旅行雑費、1日につき1,500円を支給する。

注) 1泊2日以上の場合に限り支給される。

※**交通費の考え方**次項、(2) 調査活動費 調査旅費を参照。

留意事項

- 1 研究会等を開催した場合や、研究会等に参加した場合には、**視察調査・研修会等報告書**を作成し提出する。

(2) 調査活動費

内 容	調査研究活動のために必要な先進地視察又は現地調査に要する経費。ただし、費用弁償の算出については、小山市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の例による。
主な支出項目	費用弁償（交通費、宿泊料等）、車借上料、道路通行料、入場料、写真代等
支出項目ごとの充当例	<p>調査旅費</p> <p>※交通費の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費の充当にあたっては、公費出張との均衡を図るため、小山市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の例によるものとする。 <p>注) 交通費に係る支出は最も経済的かつ効率的方法によるものであること。</p> <p>ア) 鉄道、バス、飛行機、船舶等</p> <p>◇充当できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実費弁償とすることから、割引制度を利用した場合は割引後の金額⇒鉄道会社等からの領収書等は不要だが、旅行代理店を通じて手配した場合で領収書等が徴することができる場合は添付すること。 <p>イ) タクシー、レンタカー</p> <p>◇充当できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当する場合のタクシー代又はレンタカー代 <ol style="list-style-type: none"> a 他の公共機関に比べ経済的な場合 b 他に利用できる公共機関がないか、運行本数が少ない場合、緊急の場合等、合理的な理由がある場合 <p>⇒領収書を添付するとともに、研究研修・調査活動記録の備考欄に鉄道名、区間、料金、タクシー・レンタカー使用等の理由を記載し添付すること。</p> <p>参考：青森地裁（平成18年10月20日判決） タクシー代は、調査旅費として実態が伴っているので、使途基準に合致する支出であると認められる。</p> <p>ウ) ガソリン代等</p> <p>◇充当できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視察調査等のために使用した場合にあって、ガソリン代等が明確になる場合は、実費精算額(走行前満タンにし、走行後に満タンにする。) ・日々の調査研究活動のために自家用車を使用した場合には、私的使用分、政務調査以外の活動分、調査活動分を考慮し、年間活動総額の1/3を上限とし、年額12万円を限度とする。 <p>注) ガソリン代等については、レシートではなく原則、販売店発行の領収書（販売店で氏名及び品名を明記したもののみ）とする。ただし、販売店のメンバーで、氏名が印字されたレシートは可とする。銀行口座引き落としによる場合は、通帳のコピーを添付する。</p> <p>注) 自家用車のガソリン代等については、一般的に他の用途への使用が含まれるものと考えられることから、明確に説明できるもの以外については按分して充当するものとする。</p>

	<p>エ) 高速道路料金・有料道路代 ◇充当できるもの ・調査研究活動のために使用した実績（移動区間と調査概要等）が明確な場合の高速道路料金・有料道路代の実費 ⇒E T Cを利用した場合は、料金の確認ができる明細書を添付すること。</p> <p>オ) 駐車場料金 ・調査研究活動のために使用した場合の駐車場料金</p> <p>宿 泊 費 ・研究研修費の支出に準ずる。</p> <p>公務視察の前後に連続して行う視察 ◇充当できるもの ・日程等の関係により委員会視察等、公務視察の前後又は終了後にやむを得ず連続して行う調査研究のための視察に係る旅費 注) 実施にあたっては以下の点に留意すること。 (ア) 公務視察に支障が生じないこと。 (委員会視察の場合にあつては、あらかじめ正副委員長の承諾を得る。) (イ) 公務の部分と調査研究活動の部分が、時間的、場所的、経済的に重複することなく明確に区分されていること。 注) 旅費の充当にあたっては、調査研究のための視察を行うことによって公務視察のみの行程と比較して経路が異なった部分、又は経路と同じであっても日時が異なった部分に係る経費について政務活動費から充当するものとする。</p> <p>土 産 代 等 ◇充当できるもの ・視察の相手方に持参する土産代 (1件3,000円以内、送料は別途) 注) 送料分の領収書も添付する。 ・旅行傷害保険に加入した場合の保険料 (政務活動費による視察については、公務災害の対象とはならないため。)</p>
<p>留 意 事 項</p>	<p>1 調査研究のため視察を行った場合には、研究研修・調査活動記録を作成し提出する。(ただし、日々の調査研究活動の一環で行った場合は不要)</p>

※ キャンセル料は、次の場合にのみ認める。

- ・公務による場合
- ・本人が病気やケガ等により取り止める場合
- ・家族や近親者等において弔事や病気・ケガ等が生じた場合
- ・視察先及び本市において天災が発生した場合

注) 本人の都合により、キャンセル料が生じた場合は、安易に認めない。

※ 市内で行う視察等において、原則として宿泊費は支出できない。

※ 県外への視察等の終了時において、公共交通手段等で帰庁が可能な場合の宿泊はできない。

※ 原則、先進地調査や現地調査の場合、訪問先で担当者から説明を受けて、質疑応答することが必要であることから、あらかじめ訪問先に連絡を取り、訪問先での面接者や調査内容を記録するなど、調査活動による現地調査であることを明確にすること。

ただし、訪問先の面接者については、面接がなくとも調査目的を達成できることが客観的に判断できるものについては、この限りではない。

視察報告書には、市政との関連性、調査活動の目的や調査活動の内容の他、市政の問題に対してどのように参考になるかなどの事項についても記載すること。

(3) 資料作成費

内 容	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
主な支出項目	資料作成代、調査委託料、謝礼、筆耕料、翻訳料、事務用品購入代等
支出項目ごとの の充当例	<p>調査の委託 ◇充当できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究活動のために必要な資料等の作成に関する調査委託料 ・ 市政に関する政策立案等のために行うコンサルタント委託料 <p>注) 調査委託に際しては、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先の選定理由を明確にしておくこと。 ・ 委託内容のわかる契約を締結すること。 <p>⇒調査委託を行った場合には、収支報告書にその成果品を添付すること。</p> <p>消耗品等 ◇充当できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料作成のために必要な消耗品、コピー代など。 <p>注) 適正な個数・台数、金額の範囲内で充当すること。</p>

(4) 資料購入費

内 容	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
主な支出項目	図書代、新聞・雑誌購読料等
支出項目ごとの の充当例	<p>新聞・雑誌購読料等 ◇充当できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅配達の新聞の場合は、日刊紙1紙の購読料 <p>注) 一般にいう月刊紙・週刊誌や専門誌の購入は、書籍及び雑誌購読料とする。</p> <p>ただし、週刊誌等の購入は他の書籍に比べ調査研究とする目的が薄いと判断するが、必要性から充当する場合は、参考にした掲載内容のコピーを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地図（市内地図）の購入費 <p>注) 1年1冊に限る。</p> <p>注) 図書や資料等は適正な数の範囲内で充当すること。</p>

	<p>◆充当できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ新聞の購読料 ・調査研究に関係のない自己啓発目的の書籍や、一般的な辞書・地図・趣味類の書籍、週刊誌等の購入費 <p>参考：函館地裁（平成17年8月22日判決） （英会話教材の購入に対して）議員の英会話能力の向上は、それ自体が市における施策の内容になっているわけではなく、市政との関連性は薄い。また、英会話能力の向上は私生活の分野でも活用されることが明らかであることから、政務調査費から支出することは社会常識的にみて疑問。</p>
--	---

(5) 広報費

内 容	調査研究活動、議会活動及び市の施策について住民に報告し、周知するために要する経費
主な支出項目	広報紙・報告書等作成代、郵便料、宅配便運搬料、会場使用料等
支出項目ごとの充当例	<p>広報紙・報告書等</p> <p>◇充当できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、PRするために作成する広報紙・報告書の経費（作成代、郵送料等） ・広報紙等を自分で印刷する場合の用紙購入費及び印刷に伴う消耗品 <p>注）広報紙発行にあたっては、後援会等の発行のものと混同しないよう留意すること。 注）発行した印刷物（原本）を収支報告書に添付すること。</p> <p>ホームページの運営経費</p> <p>◇充当できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の行った調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、PRするために運営するホームページの経費（作成・運用・維持・管理） <p>◆充当できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親族に対するホームページの作成委託に要する経費
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書による実費とすること。 ・市民の意見を議会活動に反映させること等を目的としたものであること。 ・議会活動以外の市政一般に関する内容や議員の行った調査研究活動等の記事を掲載した内容のものとする。 ・後援会関係の内容や活動内容及び政党活動などの内容の記載は認めないものとする。 ・その他発行にあたっては、後援会活動や政党活動との誤解を招かないよう十分に配慮するものとする。

(6) 広聴費

内 容	住民からの市政及び政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費
主な支出項目	会場使用料、資料作成代、郵送料、宅配便運搬料、茶菓子代等
支出項目ごとの充当例	広聴活動 ◇充当できるもの ・ 市政公聴会や意見交換会等の開催に係る会場使用料、看板等の費用 ・ 茶菓子代は自治会公民館等を会場とした場合は一人300円以内、ホテル等を会場とした場合は一人500円以内とする。

(7) 人件費

内 容	議員の行う調査研究活動の補助、調査研究活動記録の整理及び調査事務の補助を行うために要する経費
主な支出項目	賃金等
支出項目ごとの充当例	◇充当できるもの ・ 基本的に、調査研究活動記録の整理を行うために雇用した臨時職員の賃金とする。 ・ 賃金単価は時給1,200円以内とする。 ◆充当できないもの ・ 議員活動における事務処理等（議会時の事務整理）を行うために雇用した臨時職員の賃金 ・ 家族及び親族の雇用に対する賃金
留意事項	1 時間単価、勤務時間数、具体的業務の内容を明記した 政務調査業務勤務実績票 を添付する。 2 必要に応じて完成品の提出を求めることがあるので、必ず議員保管とする。

(8) 事務費

内 容	調査研究活動に係る事務処理のために必要な物品購入等に要する経費
主な支出項目	事務用品購入代、備品購入・リース代、郵送料、宅配便運搬料、通信料（電話回線使用料）等
支出項目ごとの充当例	事務用品購入代 ◆充当できないもの ・ 会派代表印や任意協議会・議連の会長の印 通信料等 ◇充当できるもの ・ 自宅の固定電話使用料、ファクシミリ使用料及びインターネット使用料 ・ 携帯電話使用料（1台に限る）

注) 通信料については、一般的には他の用途との兼用が十分想定されることから、按分して充当するものとする。

項 目	按分率及び月額 (上限)
固定電話使用料 (ファクシミリを含む。)	1 / 2 5,000 円
携帯電話使用料	1 / 2 5,000 円
インターネット使用料	1 / 3 3,000 円

・ 調査研究のためのハガキ及び切手代

注) 具体的な目的を明示するものとする。(多額の切手代は注意。)

備品購入費等

◇ 充当できるもの

・ 調査研究に対する有効性が高く一般的に直接必要であると認められる備品の購入費及びリース料

注) 備品の購入にあたっては、その必要性を十分に検討し、リース等も含めて慎重に行うものとする。

・ 3万円未満の事務機器を購入・修繕した場合は、全額計上できる。

注) 価値が3万円以上のものは備品扱いとし、10万円以上の備品は、所有権が生じないようにリースとする。

・ 備品の購入又はリースした場合は、費用の1/3を充当できるものとする。

注) 議員を辞した時は、その時点での当該備品の残存価格(原価償却費の定額法により算出)の1/3を返還する。

注) 法定耐用年数が残存している備品を買い換える場合は、個人負担とする。

⇒ 備品を購入する場合には**備品購入届**を提出すること。

⇒ 主な事務用備品の耐用年数

4年・・・電子計算機(パソコン)

5年・・・複写機、FAX、カメラ、映写機、テープレコーダー

備品等に付随した消耗品及びその他文具等の消耗品等

◇ 充当できるもの

・ 備品及び事務機器等に付随した消耗品及びインク類、コピー用紙等の文具を含めた消耗品等。

ただし、使用実態が他の用途と区分できないもの又は調査研究以外の使用に供するものと判断し、年間購入費の1/2とし、5万円を限度とする。

◆ 充当できないもの

・ 絵画等の美術品、装飾品、衣類等、調査研究に直接必要としない備品の購入費等

参考：大阪地裁(平成18年7月19日判決)

議員が既にパソコンを所有している場合に、2台目のパソコンを購入するのであれば、その必要性を主張立証しなければ、当該購入のために政務調査費を支出するのは違法となるべきである。